

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 6 月 9 日（金）第3321号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- | | | |
|---|-----------------|---|
| ○歳入の収納事務の委託 | （青少年男女共同参画課取扱い） | 1 |
| ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 | （介護福祉課取扱い） | 1 |
| ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 | （介護福祉課取扱い） | 2 |
| ○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 | （水産振興課取扱い） | 2 |
| ○小型機船底びき網漁業の許可の定数の変更 | （水産振興課取扱い） | 2 |
| ○肥料の登録の有効期間の更新 | （食の安全推進課取扱い） | 2 |
| ○肥料の登録事項の変更 | （食の安全推進課取扱い） | 3 |
| ○土地改良区の定款の変更の認可 | （農地整備課取扱い） | 3 |
| ○鹿児島県建設工事請負契約書標準書式の一部改正（※） | （監理課取扱い） | 3 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 | （鹿児島地域振興局取扱い） | 3 |
| ○道路の位置指定 | （始良・伊佐地域振興局取扱い） | 4 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 | （大島支庁取扱い） | 4 |
| 監 査 委 員 告 示 | | |
| ○包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに監査の事務を補助できる期間 | （監査委員事務局取扱い） | 4 |
| 監 査 委 員 公 表 | | |
| ○監査結果の報告に係る措置の公表 | （監査委員事務局取扱い） | 5 |
| 公 安 委 員 会 規 則 | | |
| ○鹿児島県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則（※） | （生活安全企画課取扱い） | 6 |

告 示

鹿児島県告示第714号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成29年 6 月 9 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 歳入の種類

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）別表第1総務部の表1の項に定める保育士登録申請手数料，保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料

2 委託の相手方

東京都千代田区麴町一丁目6番地2
社会福祉法人日本保育協会

3 委託期間

平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月 31日まで

鹿児島県告示第715号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により，指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年6月9日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
フラワーホーム訪問入浴サービス	霧島市溝辺町麓947番地3	社会福祉法人山陵会	霧島市溝辺町麓947番地3	徳永 正義	平成29年6月30日	訪問入浴介護

鹿児島県告示第716号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により，指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年6月9日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
風の森	大島郡知名町大字下平川728番地	株式会社憩いの森	大島郡知名町大字下平川725番地	吉田 森広	平成29年5月1日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第717号

日置市東市来町伊作田1646番地4 共進漁業生産組合組合長理事柿本三郎及び日置市東市来町伊作田1646番地4 共栄漁業生産組合組合長理事今田学からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は，同項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年6月9日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 日置市東市来町・日吉町区域（江口漁業協同組合の地区）
- 2 区分 合計総トン数10トン以上の2隻の漁船により船びき網を使用して行う漁業

鹿児島県告示第718号

鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第25条第1項の規定により定めた小型機船底びき網漁業の許可の定数（昭和45年9月25日鹿児島県告示第1021号の2をもって告示）を次のとおり変更した。

平成29年6月9日

鹿児島県知事 三反園訓

漁業の種類	操業区域	定数	変更の内容		
			変更事項	変更前	変更後
小型機船底びき網漁業	指宿市長崎鼻と肝属郡南大隅町立目崎とを結ぶ線以北の鹿児島湾内	105隻	定数	105隻	50隻

鹿児島県告示第719号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により，次のとおり肥料の登録の

有効期間を更新した。

平成29年6月9日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1165号	平成35年5月25日	魚かす粉末	8-8かごしま魚粕	窒素全量 8.0 りん酸全量 8.0	該当なし	鹿児島プロフーズ株式会社	鹿児島市城南町37番地
鹿児島県肥第1224号	平成35年5月25日	肉骨粉	10-5かごしま肉骨粉	窒素全量 10.0 りん酸全量 5.0	該当なし	鹿児島プロフーズ株式会社	鹿児島市城南町37番地

鹿児島県告示第720号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録事項に変更があった旨の届出があった。

平成29年6月9日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者		変更の内容			変更年月日
			氏名又は名称	住所	変更事項	変更前	変更後	
鹿児島県肥第1222号	とうもろこし浸漬液肥料	C S L	株式会社サナス	鹿児島市南栄三丁目20番地	氏名又は名称	日本澱粉工業株式会社	株式会社サナス	平成29年4月1日
鹿児島県肥第1288号	副産植物質肥料	グルテンフィード	株式会社サナス	鹿児島市南栄三丁目20番地	氏名又は名称	日本澱粉工業株式会社	株式会社サナス	平成29年4月1日

鹿児島県告示第721号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成29年5月26日付けで南薩土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年6月9日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第722号

平成8年9月27日鹿児島県告示第1400号（鹿児島県建設工事請負契約書標準書式）の一部を次のように改正し、平成29年6月9日から施行し、同日以後に新たに締結する建設工事の契約（平成28年4月1日から平成29年6月8日までの間に締結された契約を変更する契約（前払金を当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払に充当することを目的とするものに限る。）を含む。）について適用する。

平成29年6月9日

鹿児島県知事 三反園訓

建設工事請負契約書第36条ただし書中「から平成29年3月31日まで」を「から平成30年3月31日まで」に、「平成29年3月31日」を「平成29年4月1日から平成30年3月31日」に改める。

鹿児島地域振興局告示第17号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成29年6月9日

鹿児島地域振興局長 本田勝規

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
かごんまキッズ	鹿児島市西千石町7番27号実徳ビル1階	株式会社リマイン	鹿児島市加治屋町16番13-201号	山口 妙子	平成29年3月31日	児童発達支援・放課後等デイサービス
あうりんこ	鹿児島市紫原三丁目21番27号(若松ビル1階)	株式会社シーはびねす	鹿児島市皇徳寺台三丁目70番20号	細樅 和誠	平成29年3月31日	児童発達支援・放課後等デイサービス
児童発達支援事業所ハビステ伊集院	日置市伊集院町下谷口1901番地1福田ビル1F	一般社団法人共生会	日置市伊集院町下谷口1901番地1福田ビル1F	坂之上竜治	平成29年3月31日	児童発達支援

始良・伊佐地域振興局告示第16号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年6月9日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成29年5月24日	日置市伊集院町大田7番地 株式会社ウエダ開発 代表取締役 植田利一	始良市加治木町木田字迫田5289番20	37.50	5.02

大島支庁告示第10号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成29年6月9日

大島支庁長 鎮寺裕人

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
てくてく教室	大島郡喜界町湾8番地	喜界町	大島郡喜界町湾1746番地	川島 健勇	平成29年4月1日	放課後等デイサービス

監 査 委 員 告 示

監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、包

括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

平成29年6月9日

鹿児島県監査委員 長野信弘
同 大 藪 豊
同 藤 崎 剛
同 成 尾 信 春

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
古川 康郎	鹿児島市堀江町8番19-1305号
岩重 洋一	鹿児島市武三丁目17番14号
松枝 千鶴	鹿児島市柳町2番14-1202号
大野 竜也	鹿児島市三和町58番2号

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成29年6月9日から平成30年3月31日まで

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第6号

平成29年3月24日付け監査第113号の監査結果に基づき、平成29年5月10日付け鹿教総第75号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成29年6月9日

鹿児島県監査委員 長野信弘
同 大 藪 豊
同 藤 崎 剛
同 成 尾 信 春

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
出水高等学校	赴任旅費の支払いが遅延しているものがある。	1 再発防止の対策 赴任旅費の支給に関するチェックリストを作成し、複数の職員で支払い状況を確認するなど事務の遅延がないよう業務管理の徹底を図ることとした。 2 自主検査の強化 自主検査の強化及び所属相互間の自主検査の積極的な推進を図ることとした。
鹿屋農業高等学校	備品購入について、委任状に押印された代理人の印と異なる印が押印された無効な入札書をもって契約を締結しているものがある。 また、当該入札書に落札決定通知印が押印されていない。	入札に際しての留意事項を、参加職員一同で事前に確認するとともに、議事の進行と書類内容の点検、確認といった各自の役割をより明確にすることとした。
鹿児島高等特別支援学校	寄宿舍給食調理業務委託について、実	1 再発防止の対策 事務処理に係るチェック体制を整えるなど

	施要領に基づく安全衛生管理等に関する履行確認が行われていない。	の改善を講じた。 2 職員研修の充実 検討改善を求められた事項については、会計事務職員研修会等を通じて研鑽に努めることとした。 3 自主検査の強化 自主検査の強化及び所属相互間の自主検査の積極的な推進を図ることとした。
鹿屋養護学校	職員住宅浄化槽維持管理業務委託について、履行確認等が行われていないものがある。	1 再発防止の対策 毎月の点検時及び請求、支払時において複数の職員による書類確認を行い、確実に履行確認が行われるよう、チェック体制の強化を図ることとした。 2 自主検査の強化 自主検査の強化及び所属相互間の自主検査の積極的な推進を図ることとした。

公安委員会規則

鹿児島県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年6月9日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第21号

鹿児島県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成25年鹿児島県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）」を「、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）及びストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）」に改める。

第2条に次の1項を加える。

- 3 公安委員会は、ストーカー規制法第17条第1項の規定により、次に掲げる事務を本部長に委任する。
- (1) ストーカー規制法第5条第1項の規定による禁止命令等に関する事務
 - (2) ストーカー規制法第5条第2項の規定による聴聞に関する事務
 - (3) ストーカー規制法第5条第3項の規定による禁止命令等及び意見の聴取に関する事務
 - (4) ストーカー規制法第5条第6項又は第7項の規定による通知に関する事務
 - (5) ストーカー規制法第5条第9項の規定による禁止命令等の有効期間の延長に関する事務
 - (6) ストーカー規制法第5条第10項において準用する同条第2項の規定による聴聞に関する事務
 - (7) ストーカー規制法第5条第10項において読み替えて準用する同条第6項又は第7項の規定による通知に関する事務
 - (8) ストーカー規制法第13条第2項の規定による報告徴収等に関する事務

第3条に次の1項を加える。

- 2 公安委員会は、ストーカー規制法第17条第1項の規定により、次に掲げる事務を警察署長に委任する。
- (1) ストーカー規制法第5条第3項の規定による禁止命令等に関する事務
 - (2) 前号に掲げる禁止命令等に係るストーカー規制法第5条第6項又は第7項の規定による通知に関する事務
 - (3) ストーカー規制法第13条第2項の規定による報告徴収等（第1号に掲げる禁止命令等を

するために必要があると認めるときに行うものに限る。)

附 則

この規則は、平成29年6月14日から施行する。